

# 藤岡市・鬼石町 合併協議会だより

第3号

事務局／〒375-8601 藤岡市中栗須327番地  
TEL:0274(22)1211(代)〈内線2425〉 FAX:0274(24)3252



桜山公園



神流湖



竹沼



藤岡インターチェンジ周辺

## 観光メモリアルドライブ

藤岡市と鬼石町地域内には、神流川や鮎川の清流をはじめ、緑の山並みが広がる豊かな自然があり、人々の心を癒す空間に恵まれています。

また、先人たちが残した他に誇れる歴史的遺産や魅力的な観光資源などがたくさんあります。その代表的なものを紹介すれば、藤岡市には七輿山や稲荷山など県内有数の古墳や古墳群があるほか、三名湖や竹沼といった人気の釣り場があります。鬼石町には、神流湖や国の名勝および天然記念物に指定されている桜山公園の冬桜や三波石峡があります。

しかし、このような素晴らしい地域資源があっても、単独の市や町でこれらを活かしていくためには限界があります。両市町が合併したならば、今後魅力ある自然や観光資源等を活用して一体的な観光施策やルートづくりが期待できます。

この地域は上信越自動車道のインターチェンジを有していることから観光戦略上、大変有利な条件を備えています。首都圏からは約1時間でこられる位置にあることを考えれば、観光を通して人々のふれあいや交流が生まれ、これによって農・商・工などの産業は大きな活力を得ることが出来ます。

この地域を愛する人々の力で地域に磨きをかけていきましょう。

### 第3回合併協議会が開催され、承認事項は次のとおりです

平成16年9月24日(金)藤岡市役所中庁舎3階大会議室において、第3回藤岡市・鬼石町合併協議会が開催されました。

#### 協議項目 7 地方税の取扱いについて

- 1 両市町で差異のない税制度については、現行のとおりとする。
- 2 両市町で差異のある税制度については、次のとおりとする。

- (1) 法人住民税均等割の税率は、藤岡市の例により合併時に統合する。
- (2) 法人住民税法人税割の税率は、合併特例法第10条の規定に基づき、不均課税を実施する。合併が行われた年度及びその翌年度は現行のとおりとし、平成19年度から藤岡市の制度に統する。
- (3) 入湯税の軽減措置については、藤岡市の例により合併時に統合する。
- (4) 都市計画税については、現行のとおりとする。
- (5) 個人住民税の納期については、相違があるため藤岡市の例により、合併後に統合する。



#### 協議項目 12 土地利用の取扱いについて

- 1 都市計画区域、市街化区域・市街化調整区域、用途地域の土地利用の取扱いについては、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行制度のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、平成21年度を目標に土地利用の方針を決定するものとする。
- 2 都市計画マスタープランについては、既存の都市計画マスタープランを基調として調整を図り、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぐものとする。

公共的団体等の取扱いについては、各団体の意向、経緯、実情等を尊重しながら、次の方針を基に調整する。

#### 協議項目 16 使用料、手数料の取扱いについて

- 1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。
- 2 両市町で差異のある使用料及び手数料については、受益者負担の公平性の観点から、可能な限り合併時に統一するよう調整する。ただし、金額の差が顕著であるもの又は施設規模自体や料金設定の経緯が違つことから、単に統一を図ることが困難なものは、必要に応じて緩和措置等を講じるものとする。

- 3 農業振興地域整備計画については、現在、両市町がそれぞれ策定している現計画を融合させたものを暫定的に活用するものとし、各地域における農業特性、社会情勢等を勘案し、将来を見据えた持続性豊かな農業振興を目指し、合併後5年を目標に新計画を策定する。

#### 協議項目 17 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、各団体の意向、経緯、実情等を尊重しながら、次の方針を基に調整する。

- 1 新市での速やかな体性を確保するため、両市町で同一又は類似している団体で、統一した方が良い団体は、できる限り早期に統合又は再編できるよう調整に努める。なお、統一に時間を要する団体は、将来の統一に向けて検討が進められるよう調整する。
- 2 国、県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等を基に、そのあり方について協議していくものとする。
- 3 各市町独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

#### 協議項目 18 附属機関等の取扱いについて

- 1 法令により設置しなければならない附属機関及び両市町に設置されている同種の附属機関については、原則として藤岡市の附属機関等に統合するものとする。
- 2 鬼石町に設置されている附属機関等で、引き続き必要性のあるものについては、新市の附属機関として設置する。
- 3 委員数、任期、報酬等は現行の制度を基に調整する。なお、委員の構成については、地区割等を考慮し選任するものとする。



協議項目 19  
補助金、交付金等の取扱  
について

- 補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公共の必要性、有効性、公平性の観点から検討し、次の方針を基に調整する。
- 1 両市町で同一又は類似している団体に対する補助金等については、関係団体の意向を尊重しつつ、新市での速やかな一体性の確保の観点から検討し、できる限り早期に統一するように調整する。
  - 2 両市町で独自の団体に対する補助金等については、関係団体の意向を尊重しつつ検討し、新市全体での均衡を保つように調整する。
  - 3 両市町で同一又は同種の事業に対する補助金制度等については、制度を統一するよう調整する。
  - 4 両市町において独自で実施している事業に対する補助制度等については、従来からの経緯及び実績を配慮し、新市での均衡を保つように調整する。
  - 5 社会情勢等の変化により補助等の必要性が無くなったため、整理廃止できる補助制度等については、廃止するよう調整する。
  - 6 差異の著しい補助金、交付金等で調整が困難なものについては、当分の間、現行のとおりとする。なお、適正な

補助のあり方等について検討し、新市において統一できるように調整する。

協議項目 20  
行政連絡機構の取扱い  
について

行政事務の基盤となる行政区については、その必要性から現行のとおりとする。ただし、平成22年度を目途に逐次見直しを行う。区長会については、既存団体の実情を尊重し、新市の速やかな一体性を確立するため合併時に統合する。

協議項目 22  
慣行の取扱いについて

1 市の紋章、市民憲章、市の花・木・歌については、藤岡市の制度に統一する。ただし、鬼石町の花(冬桜・木(杉))を追加する。

2 各種宣言については、藤岡市の制度に統一する。

3 表彰制度については、藤岡市の制度に統一する。

協議項目 26-(7)  
各種事務手業(環境対策事業関係)の取扱いについて

1 環境基本条例等については、合併後、藤岡市の条例を基に見直しを行う。

2 環境基本計画については、合併後、

藤岡市の基本計画を基に見直しを行う。ただし、新計画が策定されるまでは、藤岡市の現計画を引き続き運用するものとする。

3 環境審議会については、合併後藤岡市の制度に統一する。

4 河川水質調査については、現行のとおり実施する。

5 し尿処理については、両市町とも同施設で処理しているため、現行のとおりとする。

6 し尿処理手数料については、合併時に、藤岡市の制度に統一する。

協議項目 26-(8)  
各種事務手業(ごみ収集運搬業務関係)の取扱いについて

1 ごみ処理施設は、当分の間、現行の施設を使用する。

2 ごみの収集方法、収集区域は、当面、現行のとおりとする。

3 ごみの分別は、当分の間は、現行のとおりとし、平成20年度を目途に藤岡市の制度に統一する。

4 ごみ袋は、合併時に、藤岡市の制度に統一する。ただし、鬼石町のごみ固形燃料化施設の稼働期間は、布専用袋を使用する。

5 ごみ処理手数料は、合併時に、藤岡市の制度に統一する。

6 ごみ資源集団回収補助金制度は、合併時に、藤岡市の制度に統一する。



議論の後、議案を承認する協議会委員

協議項目 26-(9)  
各種事務手業(健康づくり関係)の取扱いについて

1 国民健康保険鬼石町病院事業については、地域医療の中核を担っており、住民生活にとって重要な事業であるため、現行のとおり新市に引き継ぎ実施する。

2 各種検診・相談等の健康づくり事業については、次のとおり調整する。

- (1) 両市町において同様の制度で実施しているものは、現行のとおり実施する。
- (2) 両市町において同様に実施しているが、制度等に差異があり調整を要するものは、住民サービスに低下を招かないことを原則として、新市において速やかに再編又は統合するものとする。

- (3) 各市町で独自に実施している事業については当面は現行のとおりとするが、財源等を十分に検討したうえで、新市において再編又は統合するものとする。
- 3 救急医療等への対応については、現行のとおりとする。

協議項目 26-(12) 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて

- 1 学童保育所の運営方法及び保育料については、各施設の運営形態や環境が異なっており、それぞれの独自性を保つため、現行のとおりとする。
- 2 児童館については、藤岡市の例により合併時に統合する。

- 3 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、法定受託事務であるため、現行のとおりとする。
- 4 交通遺児等手当については、交通遺児の健全な育成を図るために効果的な制度であると考えられるため、藤岡市の例により合併時に統合する。

協議項目 26-(13) 各種事務事業（保育事業関係）の取扱いについて

- 1 保育所については、各園の独自性を保ち、より良い保育を目指すため、現行のとおりとする。
- 2 保育園の保育料については、合併

年度は現行のとおりとし、翌年度より藤岡市の例にならない統一する。保育園第3子保育料無料化・軽減化については、少子化対策政策の二環として効果のある制度と考えるので、合併後に再編する。

3 一時保育利用料及び休日保育利用料については、藤岡市の例により合併後に統一する。

4 保育事業の補助金については、藤岡市の例により統合する。

協議項目 26-(15) 各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

- 1 中小企業制度融資については、原則として合併時に藤岡市の制度に統一するものとする。鬼石町で独自に実施している商業活性化資金については、鬼石町の例にならない施行する。
- 2 まつり、イベント等については、それぞれ地域性や伝統ある事業のため、合併時は現行のとおりとする。ただし、合併後、まつりやイベントのあり方を総合的に検討調整するものとする。
- 3 観光協会については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。なお、物産協会については、合併時に藤岡市の制度に統一する。
- 4 勤労者への制度融資については、合併時に藤岡市の制度に統一する。
- 5 消費生活センター及び消費者相談に

については、合併時に藤岡市の制度に統一する。

6 市町営駐車場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

新市建設計画（案）の協議について

「藤岡市・鬼石町新市建設計画」を市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規程に基づき、群馬県知事に協議をすることとする。

小委員会報告

議会議員の任期及び定数等検討小委員会  
 小委員会の中間報告がありました。  
 新市建設計画作成小委員会  
 小委員会の開催状況の報告および新市建設計画原案の報告がありました。



第1回議会議員の任期及び定数等検討小委員会(9月6日開催)

会議を傍聴しませんか

傍聴を希望される方は、会場に直接ご来場ください。  
 会議開始15分前に傍聴証をお渡しします。その時点で定員30人を超えた場合は抽選とさせていただきます。

〈次回の協議会開催日程〉  
 ▼期日 平成16年10月22日(金)  
 午後2時

▼場所 藤岡市役所  
 中庁舎3階大会議室

ホームページの公開

協議会では、協議会の活動状況などを本誌でお知らせするほか、ホームページでも公開しています。

なお、合併に関するご意見やご質問のほか、藤岡市と鬼石町が合併したときどんなまちづくりを期待するのかなどのご提案をファックスやEメールでお寄せください。お待ちしております。

TEL 027-252-5121 http://www.fogappel.jimusho.jp